

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟建設工事に係るコンストラクション・マネジメント（CM）業務公募型プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟建設工事に係るコンストラクション・マネジメント（CM）業務（以下、「CM業務」という。）

(2) 目的及び内容

「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟建設工事に係るコンストラクション・マネジメント（CM）業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

※ 契約締結の日から令和元年9月1日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受託者の負担とする。

(4) 履行期間

令和元年9月2日から令和2年3月31日まで

2 業務委託経費の提案見積上限額

履行期間の委託経費の提案見積上限額は、9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

3 担当部署

〒507-8522

岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

事務局新棟準備室（以下、「新棟準備室」という。）

TEL 0572-22-5311

FAX 0572-25-1246

電子メール info@tajimi-hospital.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 公示日 | 令和元年7月24日（水） |
| (2) 参加資格に係る質問受付期限 | 令和元年7月29日（月） |
| (3) 参加申込期限 | 令和元年8月 2日（金） |
| (4) 企画提案書に係る質問受付期限 | 令和元年8月 7日（水） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和元年8月15日（木） |
| (6) プレゼンテーション及びヒアリング | 令和元年8月21日（水） |

- | | |
|----------|--------------|
| (7) 契約締結 | 令和元年8月下旬（予定） |
| (8) 履行開始 | 令和元年9月 2日（月） |

5 参加資格

公示日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第2条第5項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 令和元年度において、岐阜県競争入札参加資格者として業務の種類が「測量・建設コンサルタント等」で認定されている者、或いは国家機関（中央省庁に限る。）又は岐阜県以外の地方公共団体において同様の競争入札参加資格を有する者であって、それぞれの団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成26年度以降において、400床以上の国公立病院の施設の同一敷地内の建替えにおいてCM業務実績を複数有する者であること。
- (4) 認定コンストラクション・マネージャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者）及び一級建築士が複数名所属していること。
- (5) 業務の実施にあたり認定コンストラクション・マネージャー、一級建築士及び建築設備士の資格を有する者を配置できること。

6 参加申込み

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 国家機関（中央省庁に限る）又は岐阜県以外の地方公共団体の競争入札参加資格を有する者として参加表明する場合は、当該資格を証する書類の写し（認定通知書等）

資格の種類は、建設工事に関する調査、企画、立案、設計及び監理（建築物の設計又は建築工事の監理を含む。）を業務内容とする資格とする。（岐阜県の場合は、「測量・建設コンサルタント等」）

ウ 企業概要（様式2）

エ 病院施設におけるCM業務の実績（様式3）

オ 配置技術者の一覧及び管理技術者の経歴等（様式4、様式4-2）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和元年8月2日（金）午後5時まで

(4) 提出先 新棟準備室(上記3に同じ。)

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限まで

に必着のこと。)

7 参加資格に係る質問の受付及び回答

- (1) 質問書の様式 (様式7)
- (2) 受付期限 令和元年7月29日(月)午後5時まで
- (3) 受付場所 新棟準備室(前記3に同じ。)
- (4) 提出方法

質問書を、前記3へ電子メールに添付し、送信後に到達を電話確認すること。質問に対する回答は、令和元年7月31日(水)までに質問者に直接回答するほか、新棟準備室において令和元年8月15日(木)までの土曜日、日曜日、祝日(振替休日を含む)を除く日の午前8時30分から午後5時まで閲覧に供するとともに、本法人ホームページへ掲載する。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書(表紙)(様式5)
 - イ 企画提案書(提案内容)(様式5-2)
 - (ア) 建設工事発注方針に係る提案
 - (イ) 建設工事発注段階における事業改善に係る提案
 - (ウ) その他病院整備事業費の低減に資する支援業務の提案(自由提案)
 - ウ 参考見積書(様式6)

- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和元年8月15日(木)午後5時まで
- (4) 提出先 新棟準備室(前記3に同じ。)
- (5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

- (6) 辞退
参加表明書を提出した者が、以降の手続きへの参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式8)を提出すること。

9 企画提案書に係る質問の受付及び回答

- (1) 質問書の様式(様式7)
- (2) 受付期限 令和元年8月7日(水)午後5時まで
- (3) 受付場所 新棟準備室(前記3に同じ。)
- (4) 提出方法
- (5) 質問書を、前記3へ電子メールに添付し、送信後に到達を電話確認すること。質問に対する回答は、令和元年8月9日(金)までに質問者に直接回答するほ

か、新棟準備室において令和元年8月21日（水）までの土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）を除く日の午前8時30分から午後5時まで閲覧に供するとともに、本法人ホームページへ掲載する。

10 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟建設工事に係るコンストラクション・マネジメント（CM）業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時

令和元年8月21日（水）

開始時間、場所等の詳細は、対象者に文書で通知する。

イ 場所

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院事務局会議室

ウ 次第

(ア) 新棟準備室からの説明

(イ) 企画提案書による提案（1提案者20分以内）

(ウ) 質疑応答

エ その他

プレゼンテーション及びヒアリングの際には、実施体制の中心となり当院の会議等に出席することになる管理技術者又は主任技術者が参加することとし、参加者は3人以内とすること。

また、備品等（例：パーソナルコンピューター及びプロジェクター等）を使用するときは、事前に新棟準備室に連絡すること。（パーソナルコンピューター以外は当方の備品を使用することも出来る。）

(3) 審査基準

審査に際しては、事業者としての実績、技術者の実績、参考見積額、企画提案及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

11 受託候補者の選定

(1) 応募参加資格を満たしていない者、失格要件に該当する者及び提出書類に不備がある者のいずれかに該当する場合は、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の対象から除外する。

(2) 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。

(3) 得点の総計が最も高い提案をしたものが2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

12 審査結果の通知及び公表

- (1) 受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者にその結果を通知する。
- (2) 受託候補者を選定した後は、速やかに、受託候補者及び次点者の名称を本法人のホームページで公表する。ただし、受託候補者及び次点者以外の者の名称は非公表とする。

13 契約の方法

(1) 契約の締結

受託候補者は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟建設工事に係るコンストラクション・マネジメント（CM）業務に係る随意契約の優先交渉権者とし、優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。

(2) 契約締結日

令和元年8月下旬（予定）

(3) 履行開始

令和元年9月2日（月）

14 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出はできない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第5条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけるこ

とを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

- (8) CM業務の受託者（資本面又は人事面において関連のある者（※）を含む。）は、CM業務の対象となる新中央診療棟建設工事設計者、施工者となることができない。

※ 「資本面において関連のある者」とは、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。